



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目 次 (\*については県例規集登載事項)

### ○ 規則

- \*69 和歌山県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則 (県民生活課)

### ○ 告示

- 1315 大規模小売店舗立地法による新宮市から聴取した意見の概要 (商工振興課)  
1316 平成20年度和歌山県立近代美術館パソコン機器等の賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (教育委員会)

### ○ 選挙管理委員会告示

- 105 和歌山県議会議員一般選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨の一部訂正

### ○ 公告

- 入札公告 (教育委員会)

## 規 則

### 和歌山県規則第69号

和歌山県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年10月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成10年和歌山県規則第100号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項の表第1号中「第14条において準用する民法(明治29年法律第89号)第51条第1項の設立の時」を「第14条」に、同表第3号中「第14条において準用する民法第51条第1項の設立の時の財産目」を「第14条の財産目録」に改める。

別記第4号様式(備考)4(3)中「第14条において準用する民法第51条第1項の設立の時」を「第14条」に改める。

別記第11号様式中「第40条において準用する民法(明治29年法律第89号)第77条第2項」を「第31条の8」に改める。

別記第13号様式中「第40条において準用する民法(明治29年法律第89号)第83条」を「第32条の3」に改める。

### 附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

## 告 示

### 和歌山県告示第1315号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により新宮市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成20年10月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグモリヤマ新宮緑ヶ丘店  
新宮市緑ヶ丘一丁目6464-1 他4筆

#### 2 意見の概要

・バーゲン時等には、関係機関と協議の上、交通整理員の配置について考慮いただきたい。  
・地域に根ざした店舗運営のためにも、地元町内会等の意見聴取をお願いしたい。また、近隣に中学校があることから、取扱商品等について、教育委員会等の意見を聴取願いたい。

#### 3 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課  
(和歌山市小松原通一丁目1番地)  
新宮市まちづくり政策部商工観光課(新宮市春日1-1)  
和歌山県東牟婁振興局産業振興部産業総務課(新宮市緑ヶ丘二丁目4-8)

#### 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成20年10月7日から平成20年11月7日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

### 和歌山県告示第1316号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、平成20年度和歌山県立近代美術館パソコン機器等の賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成20年10月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 1 一般競争入札に付する調達物品等及び契約期間

##### (1) 調達物品等

平成20年度和歌山県立近代美術館パソコン機器等の賃貸借

##### (2) 契約期間

平成21年2月1日から平成26年1月31日まで。ただし、本契約は、地方自治法（昭和22年法律第69号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、上記契約期間中であっても平成20年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は契約を解除することがある。

## 2 一般競争入札参加者の資格

この一般競争入札に参加することができる者は、平成20年10月7日(火)現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加を停止されていらない者であること。
- (4) 3の(1)のコに掲げる提案書について和歌山県の仕様を満足するものを提出した者であること。
- (5) 国税、県税及び市町村民税に未納がない者であること。

## 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
  - ア 競争入札資格審査申請書
  - イ 事業経歴書
  - ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書
  - エ 印鑑証明書
  - オ 財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
  - カ 使用印鑑届
  - キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの
    - (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
    - (イ) 和歌山県が課する県税全税目
    - (ウ) 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）
  - ク 誓約書
  - ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
  - コ 和歌山県が示す仕様書に対する提案書
- (2) (1)のイからオまで、キ及びクに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う一般競争入札等参加申請の審査を経て、現に有効な一般競争入札等参加資格結果通知書を交付されている者にあっては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。
- (3) (1)のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用

紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成20年10月7日(火)から平成20年10月16日(木)までの月曜日(月曜日が祝日のときはその翌日(以下「休館日」という。))を除く日の午前10時から午後4時までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。

- (4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は平成20年10月22日(水)までに和歌山県立近代美術館総務課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

## 4 資格審査説明会の場所及び日時

### 4 (1) 場所

和歌山市吹上一丁目4番14号  
和歌山県立近代美術館1階会議室

### 4 (2) 日時

平成20年10月16日(木)午後1時30分から

## 5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成20年10月16日(木)から平成20年10月24日(金)までの休館日を除く日の午前10時から午後4時までの間に6に掲げる場所で受け付ける。

## 6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山市吹上一丁目4番14号  
和歌山県立近代美術館1階総務課  
郵便番号 640-8137  
電話番号 073-436-8690  
ファクシミリ番号 073-436-1337

## 7 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

## 8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成20年10月30日(木)までに通知する。

## 9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成20年11月6日(木)午後4時までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。
- (4) 説明に対する回答については、平成20年11月13日(木)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

## 選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第105号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第189条第1項の規

定により提出された平成19年4月8日執行の和歌山県議会議員一般選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書について、訂正の届出があったので、同法第192条第1項の規定に基づき公表した平成19年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（和歌山県議会議員一般選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨）及び平成20年和歌山県選挙管理委員会告示第43号（和歌山県議会議員一般選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨）を次のとおり訂正し、公表する。

平成20年10月7日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

平成19年和歌山県選挙管理委員会告示第72号における収支報告書の要旨のうち、候補者清水和子の支出の欄中「印刷費 1,094,400円」を「印刷費 586,000円」に、「今回計 1,953,938円」を「今回計 1,445,538円」に、「総計 1,953,938円」を「総計 1,445,538円」に訂正する。

平成20年和歌山県選挙管理委員会告示第43号における収支報告書の要旨のうち、候補者清水和子の支出の欄中「前回計 1,953,938円」を「前回計 1,445,538円」に、「総計 2,313,938円」を「総計 1,805,538円」に訂正する。

## 公 告

### 入札公告

平成20年度和歌山県立近代美術館パソコン機器等の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年10月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 1 一般競争入札に付する事項

##### (1) 事業年度

平成20年度

##### (2) 調達物品等の名称

和歌山県立近代美術館パソコン機器等の賃貸借

##### (3) 調達物品等の仕様等

入札説明書による。

##### (4) 納入場所

和歌山市吹上一丁目4番14号

和歌山県立近代美術館

##### (5) 納入期限

平成21年1月31日(土)まで

##### (6) 契約期間

平成21年2月1日から平成26年1月31日まで。ただし、

本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、上記契約期間

中であっても、平成20年度以降において、和歌山県の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は契約を解除することがある。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
平成20年度和歌山県告示第1316号に規定する和歌山県立近代美術館パソコン機器等の賃貸借に係る一般競争入札参加資格を有すること。

#### 3 契約事項を示す場所及び日時

##### (1) 場所

和歌山市吹上一丁目4番14号

和歌山県立近代美術館1階総務課

##### (2) 日時

平成20年10月7日(火)から平成20年10月16日(木)までの月曜日(祝日のときはその翌日(以下「休館日」という。))を除く日の午前10時から午後4時まで

#### 4 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

##### ア 場所

3の(1)に同じ。

##### イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問がある者は、5に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成20年10月29日(水)までの間に和歌山県立近代美術館総務課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

#### 5 入札説明会の場所及び日時

##### (1) 場所

和歌山市吹上一丁目4番14号

和歌山県立近代美術館1階会議室

##### (2) 日時

平成20年10月16日(木)午後1時30分から

#### 6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

##### ア 入札場所

和歌山市吹上一丁目4番14号

和歌山県立近代美術館1階会議室

##### イ 入札日時

平成20年11月21日(金)午後1時30分から

##### ウ 開札場所

アに同じ。

##### エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前号の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨

の通知書の写しを持参することとする。

- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成20年11月21日(金)午前10時までに和歌山県立近代美術館総務課に必着するよう行わなければならない。

#### 7 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額に60を乗じて得た額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者を除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

#### 9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額に60を乗じて得た額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定に定めるところによる。

#### 10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加停止措置を受けて入札参加停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

#### 11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するところとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県立近代美術館の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に

基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に係関係のない和歌山県立近代美術館の職員にくじを引かせるものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

#### 12 契約書の要否

##### 要

#### 13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否 否

#### 14 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

##### ア 名称

和歌山県立近代美術館総務課

##### イ 所在地

和歌山市吹上一丁目4番14号

郵便番号 640-8137

電話番号 073-436-8690

ファクシミリ番号 073-436-1337

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。